

○ 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（附則第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（口座の開設）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>四〇十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（口座の開設）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社</p> <p>四〇十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>